

制度外支援事業QA

No	質問内容	回答
1	緊急時とはどのような場合を想定しているのか。	本要綱における緊急時とは障害者等本人や同居家族、支援者等により構築されている通常時の支援体制がとれない場合を想定しており、具体的には主たる介護者である同居家族が急に入院し通常のサービスでは対応出来ない場合や、単身世帯で予定していたヘルパーが急遽利用出来なくなり、代替のヘルパーやサービスを調整してもなお、サービスでの対応が難しい場合等が想定される。
2	制度外支援を行う事業所は障害福祉サービス事業所以外でも対象となるのか。	障害福祉サービス事業所以外でも、障害児通所支援事業所や移動支援事業所等の指定を受けている事業所でも現に本人にサービスを提供しているのであれば、対象となる。
3	例えば通所事業所が自宅に訪問して居宅介護に相当する支援を行う場合等、支援内容が障害福祉サービスと同等の内容であっても、支援を提供した事業所が提供した支援内容に対する指定を持っていない場合は対象となるのか。	お見込みの通り。支援内容が障害福祉サービスと同様であっても、支援を提供した事業所がサービスに対する算定が出来なければ、報償費の支払いの対象となる。
4	通所事業所の利用者が、外出先でトラブルを起こした際に事業所が対応した場合には対象とならないのか。	対象とはならない。本要綱による報償費の支払いの対象となる支援は、通常時の支援体制の提供が困難となった場合に、本人の生活を維持する為に、事業所や居宅内での支援を行う場合である。
5	計画書は事前に作成して市に提出する必要があるのか。計画書は事後での提出は不可能か。	計画書は原則、事前に作成し市に提出する必要があるが、緊急時の性質上、計画書を作成していない障害者等に支援の必要性が発生した場合は、事後の提出でも可とはするが、速やかに市に連絡するとともに計画書を作成して提出を行うこと。
6	当日の夜から翌日の朝まで支援に入る等、日をまたがって支援した場合は2日分が、報償費の対象になると考えてよいか。	お見込みの通り。質問のケースであれば、当日と翌日それぞれが報償費の対象となる。
7	計画書は支援を提供する事業所が作成することになるのか。	原則は支援を提供する事業所が作成することになる。ただし、計画相談支援事業所等その他の関係機関と連携して作成することが望ましい。
8	支援にあたり複数の事業所が支援に入る場合はそれぞれの事業所から、概要書と計画書を提出する必要があるのか。	それぞれの事業所からの提出は必要はなく、支援にかかる全体の内容を記載のうえ、何れかの事業所からの提出をしてもらうことになる。
9	例えば、1日に2つの事業所が支援に入った場合、それぞれが報償費の対象となるのか。	お見込みの通り。1日で複数の事業所が支援を提供した場合は、それぞれの支援について報償費を支払の対象となる。
9	1つの事業所が、1日に複数回に分けて支援を提供した際の算定方法は？	複数回に分けて行った場合は、時間を合算して1日あたりの金額を計算することになる。 例) 9:30~12:00 16:30~19:00の2回に分けて行った場合(それぞれの時間帯で身体介護が発生) 朝の2時間30分と夕の2時間30分で1日あたり5時間として計算 1時間×2,000円(最初の1時間) 4時間×1,000円 身体介護提供分 3,000円(回数に関わらず1日3,000円) 合計 6,000円+3,000円=9,000円の支払いとなる。
10	支援の対象となるのは、事案発生日を含めて2日目までの支援になっているが、3日目以降の支援は対象とならないのか。	報償費を支払の対象となる支援は、緊急時における支援に限られるものであり、基本的にはその2日間の間に通常時の支援体制で支援を提供する為の体制を整えてもらうことを想定している。ただし、3日目以降にも特段の事由により通常支援での支援提供が困難となる場合には市に相談されたい。
11	例えば入浴介助で既に2人介護の支給決定を受ける障害者等である場合等、支援にあたり2人介助での支援が必要となる場合は2人目は算定の対象となるのか。	身体介護が必要な場合で、身体介護の提供にあたり2人介助の支援が必要となる場合には2人目も支払いの対象となる(ただし、身体介護部分に限る為、2人目の支払いは3,000円となる)。